

健健安第 3994 号
令和 2 年 10 月 2 日

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 田畑 和夫

発熱診療等医療機関の指定申請について

日頃から、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 9 月 15 日、厚生労働省事務連絡により、インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を行う体制を確保するため、各都道府県において、医療機関を指定するとの方針が示されました。

これに伴い、神奈川県が「発熱診療等医療機関指定要綱」を制定し、発熱診療等医療機関の指定を希望する医療機関からの申請を受け付けることになりました。

つきましては、当申請に関する情報についてお知らせします。

なお、発熱診療等医療機関に指定されることで、国に補助金の交付申請を行うことができます。

【添付資料】

- ・「発熱診療等医療機関指定要綱」の制定について（令和 2 年 10 月 1 日 医危第 1331 号 神奈川県健康医療局医療危機対策室長通知）
- ・神奈川県通知別添資料
- ・発熱診療等医療機関指定要綱（神奈川県）
- ・申請書様式（様式第 1 号）
- ・国庫補助金資料

担当：横浜市健康福祉局健康安全課

健康危機管理担当（電話 671-2463）

医危第1331号
令和2年10月1日

横浜市健康福祉局健康安全部長
横浜市医療局医療政策部長
川崎市健康福祉局保健医療政策室長
相模原市健康福祉局保健衛生部長

殿

神奈川県健康医療局医療危機対策室長

「発熱診療等医療機関指定要綱」の制定について（通知）

日ごろから、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年9月15日付け厚生労働省事務連絡により、インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を受けられるようにするため、各都道府県において、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を指定するものとされているところです。

これを受け、本県では、「発熱診療等医療機関指定要綱」を制定し、順次、発熱診療等医療機関の指定を希望する医療機関からの申請の受付を開始しましたので、お知らせします。

なお、各医療機関への申請の周知については、神奈川県医師会を通じて各郡市医師会会員、神奈川県病院協会会員、県各保健福祉事務所及び各保健所設置市感染症主管課あて管内医療機関への周知について依頼しています。

問合せ先

企画グループ 松本

045-210-4615（直通）

感染症対策グループ 村岡・山田（健）

045-210-4791（直通）

045-285-0776（直通）

発熱診療等医療機関の指定申請等について

※ 指定申請の最新情報については、次の県ホームページで随時周知します。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

上記URLを直接打ち込むか、「神奈川県 発熱診療等医療機関」で検索してください。

1 発熱診療等医療機関について

○ 発熱診療等医療機関は、受診・相談センター（仮称）や地域の医療機関から紹介を受けた患者や自院のかかりつけ患者（自院のかかりつけ患者のみへの診療・検査も可能）への診療・検査を行う医療機関です。

※ 在宅医療を専門に行っている医療機関であっても申請の対象になりません。

○ 神奈川県から指定を受けた発熱診療等医療機関（以下「指定医療機関」）は、厚生労働省国庫補助金（インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金）を直接受けることが可能です。

○ 指定を受けるためには、下記の施設要件及び機能要件を満たしており、かつ神奈川県への申請が必要です。

○ 県は、申請のあった医療機関に対し、神奈川県発熱診療等医療機関指定要綱に基づき指定し、指定書を交付します。

2 発熱診療等医療機関の要件等（要綱第2条・第5条関係）

○ 発熱診療等医療機関として指定を受けるためには、要綱第2条の施設要件及び機能要件を満たしていることが必要です。また、厚労省事務連絡により、指定を受けた後は、G-MIS及びHER-SYSにより、日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとされています。

■施設要件の概要（要綱第2条第1号）

- 可能な限り動線が分けられていること。
- 適切な感染対策が講じられていること。

≪検査を行う場合≫

○ 必要な検査体制が確保されていること。検査又は検体採取を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、設置主体との連携体制が取られていること。

- 神奈川県又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。

≪自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者のみを受け入れる場合≫

- 院内掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

■機能要件の概要（要綱第2条第2号）

- 申請で県に報告した曜日別の診療・検査時間内において、受診・相談センター（仮称）等から患者の受入要請があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- 発熱診療等医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であった場合は、速やかに管轄の保健所に発生届の提出を行い、保健所の調査に協力すること。

■G-MIS 及び HER-SYS による報告（要綱第5条）

- 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、G-MIS に日々の受診者数、検査数等の入力を行うことが必要です。ただし、G-MIS の ID 振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができます。また、群市医師会等の関係団体等が実施可能な場合は、複数の指定医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力によることができます。
- 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うことが必要です。
- 上記の要件等は、令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」別紙1に記載されている要件と同等です。

3 指定申請手続

- 発熱診療等医療機関の指定を希望する県内の医療機関は、別添の申請書（様式第1号）の提出が必要です。
- 申請書記載事項をすべて記載の上、次の電子メールアドレスあてに申請

書データを電子メール添付で提出してください。

iryoukiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.jp

- 電子メールでの提出が困難な場合は、次のあて先に郵送にて提出してください。その場合、下記の期限までに必着にて提出いただくことが必要です。

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（新庁舎5階）
宛先 神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室 発熱診療等医療機関
指定申請書受付担当宛

- 提出前に、今一度、不備がないか必ずご確認ください。不備がありますと、補正又は再提出が必要になるため、指定書の交付の遅延につながります。
- なお、指定を受けた医療機関が厚生労働省に提出する国庫補助金の交付申請期限が短いことに鑑み、電子メールでの提出を可能とするため、申請書への代表者印の押印は不要とします。郵送の場合も、押印不要です。

【提出期限】令和2年10月16日（金）17時（必着）

- 本指定については、非常に多くの医療機関からの申請が想定されており、処理に時間を要する見込みです。また、申請書提出期限近くには、申請が集中することが予想され、処理により多くの時間を要する場合があります。そのため、可能な限りお早めに提出していただくようお願いします。
- 指定書は、申請書に記載された医療機関所在地又は指定書送付先住所に郵送します。
- 処理状況は、上記県ホームページにて随時周知します。

(参考) 国庫補助金申請について

- 神奈川県から指定を受けた発熱診療用医療機関は、国庫補助金の交付を受けることができます。
- 次の提出期限までに、指定医療機関から厚生労働省に必要書類を直接提出してください。

第1回締切日 令和2年10月12日（月）

第2回締切日 令和2年10月30日（金）

○ 補助対象経費（厚生労働省「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付要綱」）

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関や受診・相談センター（仮称）と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間に応じて、発熱患者等専用の診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数から、実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数を差し引いた人数に、外来診療・検査体制確保料として13,447円を乗じた額を算定する。

発熱患者等の想定受診患者数は、1日あたり20人を上限として、20人を7時間で除した数値に、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。ただし、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、発熱患者等の想定受診患者数は、1日あたり5人を上限として、5人を2時間で除した数値に、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。

(2) (1)に関わらず、実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数が0人の月（令和2年9月、10月は除く。）については、(1)の算定額を2で除した額を算定した額とする。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の過疎地域に所在する診療・検査医療機関（仮称）の場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)により算定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

発熱診療等医療機関の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（以下「発熱診療等医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(発熱診療等医療機関の要件)

第2条 発熱診療等医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 施設要件

- ア 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- イ 医療従事者の十分な感染対策等により適切な感染対策が講じられていること。
- ウ 検査を行う場合は、必要な検査体制が確保されていること。検査又は検体採取を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、設置主体との連携体制が取られていること。
- エ 検査を行う場合は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号）に基づき、神奈川県又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。
- オ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

(2) 機能要件

- ア 第3条第1項に規定する申請で県に報告した曜日別診療・検査時間（第5条により変更届を提出した場合は、変更後の曜日別診療・検査時間。以下同じ。）内において、受診・相談センター（仮称）等から患者の受入要請があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
ただし、自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示等により、あらかじめ自院での受入対象患者や対応時間を示すとともに、曜日別診療・検査時間内において、患者等から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- イ 発熱診療等医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であった場合は、速やかに管轄の保健所に発生届の提出を行い、保健所の調査に協力すること。

(指定)

第3条 発熱診療等医療機関の指定を受けようとする医療機関は、様式第1号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請に基づき、当該医療機関を発熱診療等医療機関に指定する。

(指定医療機関の情報の共有等)

第4条 県は、指定を受けた発熱診療等医療機関（以下「指定医療機関」という。）の名称、所在地、連絡先、診療検査対応時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を受診・相談センター（仮称）、県内医療関係団体及び県内各保健所に共有することができるものとする。

2 県は、第3条第1項に規定する申請で県ホームページ等における公表を可とした指定医療機関に限り、第1項に規定する情報を県のホームページに公表することができるものとする。

(報告事項)

第5条 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、GMISに日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとする。ただし、GMISのID振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができる。

2 前条の規定に関わらず、郡市医師会等の関係団体等が実施可能な場合は、複数の指定医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力によることができる。

3 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HERSYS）に必要な情報の入力を行うものとする。

(申請事項の変更)

第6条 指定医療機関は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第2号に定める届出書により、県に届け出なければならない。

2 前項の規定により変更した事項をさらに変更しようとする場合も、同様とする。

(指定の解除)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

- (1) インフルエンザ流行期を過ぎたとき。
- (2) 指定医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 指定医療機関が指定の取下げの意思表示をしたとき。

2 前項第3号の意思表示は、様式第3号の提出により行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

〇〇〇〇 (医療機関名)

〇〇〇〇 (代表者職名・氏名)

発熱診療等医療機関指定申請書

当院では、発熱診療等医療機関の指定に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条に規定する施設要件及び機能要件をいずれも満たしており、発熱診療等医療機関の指定を受けたいので申請します。なお、申請に当たっては、指定要綱の各規定を誠実に実施することを誓約します。

1 医療機関情報

(※指定書の送付先が所在地と異なる場合は、指定書の送付先を記載すること)

【所在地】 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

【指定書送付先】 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

【標榜科名】 〇〇科

【対象患者】 () 成人 () 小児 () 成人・小児

2 実施内容

(1) 実施内容【該当する番号の()内に〇を付してください】

① () 発熱患者の診療 【3〜】

② () 発熱患者の診療及び検査 【(2)及び(3)も記すこと】

(2) 検査内容【すべての該当する番号の()内に〇を付してください】

① () PCR等検査(LAMP法・スマートアンプ法を含む)(COVID-19)

② () 抗原定量検査(COVID-19)

③ () 抗原定性検査(COVID-19)

④ () 抗原定性検査(インフルエンザ)

※検査を外注する場合も含む。

(3) 検体採取可能件数/日【検体採取可能な想定件数を記載してください】

() 検体/日

(裏面に続く)

3 対象患者【すべての該当する番号の（ ）内に○を付してください】

- ①（ ） 自院のかかりつけ患者または自院に相談のあった患者
- ②（ ） 受診・相談センターまたは他の医療機関から紹介を受けた患者
- ③（ ） 濃厚接触者

4 発熱患者等に対する診療・検査対応時間

【①診療・検査を行う予定の曜日の（ ）に○を付し、②各曜日の午前・午後の診療・検査対応予定時間、③午前・午後の診療・検査対応時間における診療・検査可能患者数、④各曜日の診療・検査対応の合計時間をそれぞれ記載してください。】

曜日	午前	午後	合計時間
()月	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()火	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()水	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()木	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()金	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()土	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()日	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間

※曜日別診療・検査対象時間は、指定を受けた後に県に届け出を行うことによって変更が可能です。

5 発熱患者へのオンライン診療の実施の有無

- () 実施する予定 () 実施しない予定

※発熱患者への診療としてオンライン診療のみを行う場合は、国庫補助金の対象にはなりません。

6 県ホームページ等での公表の可否【（ ）内に○を付してください】

- () 可能 () 不可

7 担当者等の問合せ先

担当部署名・担当者名	
電話番号（担当者）	
電話番号（診療窓口）	
電子メールアドレス	

※電子メールアドレスについては、可能な限り記載してください（今後、県からの連絡を迅速に行うため）。

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

事業目的

国による直接執行 (予算額：2,068億円)

インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

事業内容

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む)を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

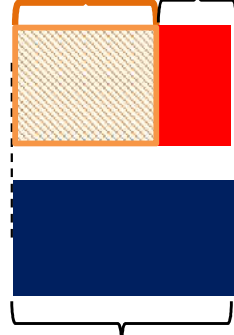
〔補助基準額〕 $13,447円 \times (\text{受入時間に応じた基準患者数} - \text{実際の発熱患者等} \text{の受診患者数})$

- ・ 基準となる患者数は、1日あたり20人を上限として、体制確保時間に応じて設定。
- ・ 実際の受診患者が上記基準より少ない場合に、その人数に応じて補助金を交付。

診療・検査医療機関(仮称)において発熱患者等を受け入れる体制を確保



① 受入時間に応じた基準患者数
(1日あたり20人を上限)



② 実際の受診患者数

体制確保時間 (1日あたり) の例	補助上限額 (1日あたり)
7時間	約26.9万円
4時間	約15.4万円
2時間	約7.7万円

〔体制確保時間7時間、実際の受診患者が5人の場合の例〕

$13,447円 \times (\text{①基準患者数}(20人) - \text{②実際の受診患者数}(5人)) = \text{約}20.2\text{万円}/\text{日}$

- ※ 自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人。
- ※ 実際には全く発熱患者等の受診を受け入れない場合は補助を減額。

※ 診療・検査医療機関(仮称)の指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

(都道府県等や地域の医療関係者における診療体制の整備)

- ・ 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、診療・検査医療機関(仮称)とその対応時間等を、地域の医療機関や受診・相談センター間で随時、情報共有。
- ・ その上で、診療・検査医療機関(仮称)から公表可能と報告のあった医療機関について、地域の医師会等とも協議・合意の上、公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関を受診できるより更なる方策を講じる。

※ 診療・検査医療機関(仮称)に国から必要な個人防護具を配布。